

令和3（2021）年8月16日

外務大臣 茂木敏充 殿

要望団体 別紙記載のとおり

要望書

国内避難民の人権に関する国連特別報告者による訪日調査の要請受入について

1 要望の趣旨

国内避難民の人権に関する国連特別報告者による訪日調査の要請について、速やかに受入の意思表示をした上、年内の訪日日程を確定して下さい。

2 要望の理由

(1) 要望団体について

本要望書を提出する団体は、いずれも、国連人権理事会の特別手続きが尊重されることを通じ、日本国内において人権が実効的に保障されることを求めるものです。

(2) 日本国内の状況が国内避難に関する指導原則の趣旨に反する可能性があること

国連人権理事会は、普遍的・定期的レビュー制度（UPR）を構築しており、日本政府も人権状況について審査を受けています。

日本政府は、第3回普遍的・定期的レビューにおいて、「男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難に関する指導原則を適用すること」との勧告を受けていました（勧告161.215）。

これに対し、日本政府は、2018年3月、「フォローアップすることに同意する。我が国は指導原則の趣旨は尊重しており、男性及び女性のプロセ

スへの参加を確保すべく尽力していく。」と回答しました。

これは、勧告を支持するという意思決定を行ったことを意味しています。

私たちは、日本政府が、福島第一原発事故により困難な状況に陥っても、指導原則を守っていこうとする姿勢を世界に示したことは、高く評価されるべきと考えています。

ところが、日本政府は、2017年3月末をもって、いわゆる自主的避難者への住宅の無償提供を打ち切っており、残念なことに、UPRにおける勧告をフォローアップすることに同意した後も、住宅の無償提供打ち切りについて見直しが行われていません。

国内避難に関する指導原則は、国内避難民である自主的避難者に対する基本的な避難所及び住宅の提供を求めていますから、住宅の無償提供打ち切りをそのまま放置するかのよう状況が続くことは、指導原則の趣旨に反するのではないかと懸念を生じさせます。住宅の無償提供打ち切りでは複数の自死者が出ており、緊急かつ重要な問題であると私たちは考えています。

それだけではなく、国内避難民の安全、健康の確保、教育の保障、家族の離散防止、差別の防止など、さまざまな問題で、人としての尊厳、身体的、精神的、道徳的に健全である権利が尊重されているとは言えません。

こうした状況は、指導原則の多数の項目に具体的に反するのではないかと懸念を国際社会に生じさせるのではないのでしょうか。

さらに、日本政府は避難者の人数や被害実態を詳細に調査しておらず、実情をかならずしも把握していないと報じられていることについては、私たちとしても大変、憂慮を覚えています。

(3) 訪日要請が三度にわたっていること

こうした状況において国内避難民の人権に関する国連特別報告者のセシリア・ヒメネス・ダマリー氏（以下「ダマリー特別報告者」という。）は、訪日要請を行い、かつ、2度にわたってリマインダーを發しました。

① 訪日要請 2018年 8月30日

② リマインダー 2020年 1月29日

③ リマインダー 2021年 6月 3日

なお、ダマリー特別報告者は、任期満了が来年中に迫っているということであり、訪日して調査した上で報告書作成のための期間を考慮すると、どうしても年内、遅くとも来年早々の訪日調査が必要となっています。

(4) 日本政府は国連特別報告者の訪日要請を受け入れるとの立場を表明していること

日本政府は特別手続きについて、すべての特別手続きからの訪日要請を常に受け入れることを表明していることは、私たちが承知しています（いわゆるスタンディング・インヴィテーション）。いうまでもなく、国連特別報告者は、この特別手続きに含まれています。

ところが、本日現在、日本政府は、9個の特別手続きからの訪日要請について、これらに応じていないという状況があります（国連人権高等弁務官事務所のホームページ参照）。

多くの訪日要請では、日本政府の対応がない場合にリマインダーが発せられていますが、残念ながら、ダマリー特別報告者による訪日要請のように、繰り返してリマインダーが発せられても、受け入れがなされていないことが起こっています。

(5) 外務省が国連特別報告者に対しても理由を明らかにしないこと

上記(3)のとおり、ダマリー特別報告者が2度ものリマインダーを発したのは、日本政府が、国連特別報告者からの訪日要請に対して、何らの反応もしていないことが原因であると考えられます。

報道によれば、外務省は、最初の要請は調整が付かず実現しなかった、2回目の要請は新型コロナウイルス禍で受入は難しい、3回目も同様の対応になりそうだとしながら、いずれも特別報告者への回答義務はないとして連絡

すらしていないということです（2021年6月11日共同通信記事参照）。

かかる報道のとおりであるとすれば、それは、大変残念なことであると私たちは考えています。

(6) 日本政府が特別報告者の要請に対し誠実に対応すべきこと

日本政府は、人権外交を掲げており、「対話」と「協力」の姿勢に立って、国際社会が関心を有する人権問題等の改善を促すとともに、必要かつ可能な協力を実施することを明言しています。

日本政府のかかる立場は、世界の人権状況の改善に貢献するものであり、高く評価されるべきことです。

そうであるからこそ、日本国内における人権状況を特別報告者が訪日して調査したいとの要請がだされている現状を踏まえると、国際社会に対して日本政府の立場を正当に理解されるよう努めることが必要となるのではないのでしょうか。

すなわち、ハンセン病患者らへの差別撤廃に関する特別報告者が、コロナ禍でも訪日し、外務政務官らと会談していること等に鑑みると、二重基準を疑われないよう、特別報告者に対して、訪日調査を実現するために協力の姿勢を示すことが求められていると考えられます。

そうした誠実な姿勢をとることによって、国際的な人権規範の発展、促進を求める日本政府の基本的姿勢を世界に確信させることにつながり、ひいては日本政府への国際的な信頼を一層高めることとなることが期待されます。

(7) 特別報告者の訪日要請を実現することは可能であること

報道によれば、日本政府は、訪日要請を受け入れないことについて、調整がつかない、コロナ禍であること等を理由としています。仮にそのようなことが理由であったとすれば、再考をお願いしたいと思います。

なぜなら、最近2年間だけでも、日本政府の主導で設置されたハンセン病

患者等への差別撤廃に関する特別報告者や、北朝鮮の人権担当の特別報告者は訪日し、それぞれ外務政務官や官房長官らと面談しているという事実があるからです（前掲6月11日及び7月2日共同通信記事参照）。

(8) 訪日調査の必要性が高いこと

私たちは、ダマリー特別報告者は訪日調査についてその必要性を高いと判断していると受け止めています。

すなわち、ダマリー特別報告者も名を連ねている2021年1月13日付の国連特別報告者らによるマンデートにおいては、日本政府に対し、国内避難民に対する措置や、国内避難民との協議等がなされているかについて情報提供の要請がなされています。

これらに対して、日本政府は、2021年3月11日付けで回答をしています。

しかし、ダマリー特別報告者はその回答を受け取った後も、2021年6月3日付でリマインダーを発しており、このことは重く受け止められるべきではないでしょうか。

ダマリー特別報告者は、日本政府の回答を踏まえても、やはり訪日調査をして報告書を作成する必要性があると考えているのではないのでしょうか。

なお、特別報告者の訪日要請について、日本政府は、その必要性を自ら判断して可否を決められる立場にはないことには注意が必要です。万が一にも、調査の必要性を理由に訪日調査の要請を無視したかのように誤解される事態は避けて頂くべきと考えています。

(9) 訪日調査を恐れる必要は無いこと

ダマリー特別報告者による訪日調査を、決して糾弾のようなものと身構える必要は無いと私たちは考えています。

すでに国際社会から福島第一原発事故による被災者について懸念が投げかけられているのですから、ダマリー特別報告者の訪日調査は、日本政府がそ

の施策について丁寧な説明をする良い機会です。

仮に、ダマリー特別報告者から是正されるべき点を指摘されたとしても、それに反発したりするのではなく、改善が必要とされる施策について対話を重ねることが大切です。

こうした対話と協力の積み重ねこそが国際的な人権規範の発展・促進のあるべき姿であり、日本政府が特別手続きやその手続きによって守られるべき人権を尊重している証となるものです。

(10) 小括

私たちは、上記にご説明した事情に基づいて、外務大臣に対し、日本政府としてすみやかにダマリー特別報告者の訪日調査の受入の意思表示を行い、ダマリー特別報告者に連絡をとった上、年内に同氏が訪日した折りには、同氏が必要な調査を行うことについて協力をして頂きたいと考え、この要望を致します。

以上

【本件に関する連絡先】

〒604-0804

京都市中京区堺町通竹屋町下ル絹屋町120番地

弁護士 田辺保雄

tel 075-211-5631 fax 075-211-5633

yasuo.tanabe@nifty.ne.jp